

可児高等学校いじめ防止基本方針

平成29年4月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・集団からの仲間はずれや無視。
- ・遊ぶふりをして、軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット上（パソコンや携帯電話を利用した SNS やメール等）で誹謗中傷や嫌がらせを受ける等。

(3) 可児高等学校の姿勢・課題

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 組織の名称

「いじめ防止等対策検討会議」

② 組織の構成員

- ・学校関係者※1（校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談担当）
 ※1 学校関係の構成員については、いじめ問題に直接関わる職員（発見者、クラス担任や部活動顧問、養護教諭など）も必要に応じて加えるものとする。
- ・第三者（臨床心理士、保護者代表、地域代表）

③ 組織の運営

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として本委員会を組織する
- ・年2回（5月と2月）いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校はいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

(2) 本校における組織的取組

① 学校全体

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する（地域貢献やボランティア等）。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

② 生徒指導部

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめ実態調査」（迷惑調査およびいじめアンケート）を実施し状況を把握する。
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・交通安全教育を推進し、命の大切さを訴える。
- ・心理検査を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を入学時に行い、以後も定期的を実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・MSL活動を通じた社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を高める。

③ 教務部

- ・授業規律を整えると同時に、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ・アクティブラーニング（能動的学習）型授業を推進し、生徒相互のコミュニケーション能力を高める。

④ 進路指導部

- ・高校3年間の方向付けや目的意識を早期から育成し、進路意識を高める。
- ・はつらつ講座（外部講師による進路別セミナー）を複数回開催し、生徒の進路意欲を高めると共に、将来の展望を開かせることで、自己有用感を育む。
- ・インターンシップや社会体験学習により、社会における規律を習得させる。

⑤ 特別活動部

- ・HR活動の工夫により、生徒間の双方向のコミュニケーション能力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における学年やクラスを越えた協力、協調により、自己有用感を高め、協働する力を醸成する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

⑥ 保健厚生部

- ・年3回の「命を守る訓練」を通じて命の大切さを考えさせる。

⑦ 渉外部

- ・PTA総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を企画する。
- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。

⑧ 改革推進部

- ・地域課題解決型キャリア教育を推進し、地域の大人との関わりの中で将来を展望させ、自己有用感を育む。

⑨ 各学年部

- ・リーダーを養成するという観点で校外研修をとらえ、生徒間の望ましい人間関係を育む。
- ・生徒との信頼関係を高めることを目的として、宅習記録を有効に活用する。

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

① 組織対応

- ・生徒指導部会と学年団による対応
- ・いじめ防止等対策委員会による対応
- ・スペシャリストサポート事業を活用した対応

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

① 対応順序

- ・県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、詳しい調査について、学校主体か県教育委員会主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② 学校主体調査

- ・いじめ防止等対策委員会で調査を行うが、重大事態に直接の人間関係や利害関係がある構成員以外で行う。
- ・スペシャリストサポート事業を活用して第三者を加えることができる。
- ・調査結果は県教育委員会へ報告する。